



広報

FUKAURA

ふかうら

No.427

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

バス運行に関する 説明会を開催します

町では、令和5年4月からゆとりバスと診療所バスを再編し、有償のコミュニティバスと路線バスの運行に集約します。

路線の系統や路線バスのICカード等の利用について、次のおり説明予定（約1時間）です。

また、各会場では路線バス利用者へ配布するICカードの事前申込を受付予定です。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

◆岩崎会場（大間越〜沢辺）

1月23日（月）午後5時〜
ふれあいと創造の館 2階
民俗芸能体験学習の間

◆深浦会場（船作〜広戸）

1月24日（火）午後5時〜
深浦町役場 1階
町民文化ホール

◆追良瀬会場（追良瀬、松原）

1月25日（水）午前10時〜
追良瀬福祉センター

◆轟木会場

1月25日（水）午後1時30分〜
轟木多目的集落センター

◆風合瀬会場（風合瀬、晴山）

1月26日（木）午前10時〜
風合瀬農業環境改善センター

◆田野沢会場

1月26日（木）午後1時30分〜
田野沢福祉センター

◆北金ヶ沢会場（北金ヶ沢、関）

1月27日（金）午後4時〜
北金ヶ沢会館

◆柳田会場

1月27日（金）午前10時〜
柳田農業環境改善センター

◆岩坂会場

1月27日（金）午後1時30分〜
岩坂福祉センター

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため、ご出席の際はマスクの着用をお願いします。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
TEL 74-2122

求人申し込みはオンラインをご利用ください

ハローワークへ求人申込みを行う際、「ハローワークインターネットサービス」サイトで「求人者マイページ」を開設することで、

①ハローワークへの来所を要さず、オンラインで求人申込みが可能

②過去に提出した求人データを活用（転用）した求人提出も可能

③オンライン上で求人に対する応募者の確認や選考結果登録も可能

となる等、利用者の利便性向上や効率的な採用活動の実施が可能となります。

求人申込み手続きの際には、求人者マイページを活用したオンライン手続きを是非ご利用ください。

□問合せ先

五所川原公共職業安定所
求人企画部門

TEL 0173-343171

中小企業者等燃料価格 高騰対策緊急支援金に ついて

青森県では、県内中小企業者等
に対して、次のとおり「燃料価格
高騰対策緊急支援金」を給付して
います。

◆支援金の額

法人10万円、個人事業主5万円

◆対象者

令和4年11月1日時点で県内
に事業所を有する中小企業や個
人事業主など

（ただし、青森県が実施している
各種燃料高騰対策事業の補助金
を受けた事業者、農林水産収入を
主とする事業者は除きます）

◆給付要件

（1）減収要件

事業収入に伴う税の申告をし
ており、かつ、令和4年1月～12
月の間で連続する2か月の合計
事業収入が、令和元年～令和3年
のいずれかの年の同期比で30%
以上減少していること

（2）事業継続意思要件

令和4年11月1日時点で、県内
で事業を営んでおり、今後も県内
で事業を継続していく意思があ
ること

（3）事業収入要件

直近の事業年度における事業
収入が、法人の場合は240万円
以上、個人事業主の場合は120
万円以上であること

◆受付期間

1月10日（火）～2月10日（金）

※必要書類など、制度の詳細につ
いては、青森県庁ホームページを
ご確認ください。

詳細はこちらから▼



□問合せ先

支援金専用コールセンター

Tel 0120-96-11229

※午前9時から午後5時まで
（土日祝日、年末年始除く）

県納税証明書の 交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申
請、建設業許可申請、所得税確定
申告、金融機関の融資申込み等の
ため、県税（法人県民税・法人事
業税・特別法人事業税、個人事業
税等）の納税額または未納額がな
いことの証明書が必要な方は、次
の書類等をご準備ください。

◆納税義務者本人（法人の場合は 代表者）が交付申請する場合

①申請書（県ホームページからダ
ウンロードできます。記入方法の
ご案内もあります。）

②本人確認ができる書類（マイナ
ンバーカード、運転免許証など写
真付きの公的書類）

③手数料（1件につき青森県収入
証紙400円）

◆代理人が交付申請する場合

前記①③のほか、
④委任状（申請書「委任に関する
事項」欄使用可。納税義務者本人
（法人の場合は代表者）が自署し
たもの。）

⑤代理人の本人確認書類（マイナ
ンバーカード、運転免許証など写
真付きの公的書類）

納税証明書は、納税者の皆様の
大切な情報を証明するものです。
窓口での確認を厳正に行ってい
ますので、ご協力をお願いしま
す。

郵送による交付申請もできま
す。申請方法は県税部までお問い
合わせください。

□問合せ先

西北地域県民局県税部

納税管理課

Tel 0173-34-2111

（内線205）



白神山地世界遺産地域の管理に関する懇談会

白神山地世界遺産地域連絡会議では、地域との連携・協働による遺産地域の保全や適正な利用を推進するため、白神山地世界遺産地域の管理に関して地域の住民や団体等との懇談会を開催します。ご興味のある方はお申込みください。

◆日時及び場所

- ・日時 2月2日（木）18：00～20：00
- ・場所 弘前市総合学習センター4階 第2・第3研修室
（弘前市大字末広4丁目10-1）

◆内容

- ・白神山地世界遺産の管理に関する説明
- ・懇談

◆主催

白神山地世界遺産地域連絡会議

◆参加定員

25名（先着順・参加費無料）



◆参加方法

参加希望者は、東北地方環境事務所ホームページに掲載の申込用紙にて、メール、FAX、または郵送でご連絡ください。（会場の都合上、希望者が定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます）

※申込締切：1月23日（月）

詳しくは以下の東北地方環境事務所HPの開催案内をご覧ください。

http://tohoku.env.go.jp/to_2022/topics_00028.html

□申込先・問合せ先

白神山地世界遺産地域連絡会議事務局（東北地方環境事務所）

【担当】西目屋自然保護官事務所（齋藤）

TEL：0172-85-2622 FAX：0172-85-2635

E-Mail：JUNICHI_SAITO@env.go.jp

※マスクの着用や咳エチケットの実施、アルコール液による手の消毒など、会場での感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの夜間・休日臨時窓口を開設しています

マイナンバーカードの交付促進のために、役場町民課、岩崎・大戸瀬両支所において平日の開庁時間（午前8時15分～午後5時）にマイナンバーカードの交付や申請サポートを行っています。加えて、次のとおり町民課のみ臨時窓口を開設します。

マイナポイント付与の対象となるカードの申請期限が2月末まで延長になりました。カード申請期限の延長は今回が最後となっております。この機会をぜひご利用ください。

【注意】

役場町民課窓口のみの開設となります。両支所では行いません。

夜間・休日の臨時窓口では、戸籍・住民票の発行等の業務は行っておりません。

◆夜間臨時窓口日時（午後5時から午後7時） 毎週火、木曜日

2月2日	2月7日	2月9日	2月14日
2月16日	2月21日	2月28日	

※2月23日は祝日のため休みです。

◆休日臨時窓口日時（午前9時から午後3時） 土曜のみ

2月4日	2月11日	2月18日	2月25日
------	-------	-------	-------

◆窓口設置場所

役場1階 町民課窓口

◆受付業務内容

- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナンバーカードの申請
- ・マイナポイント申込サポート

◆マイナンバーカードの申請及び受取に必要なもの

- 1 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書（ハガキ）
 - 2 通知カード（お持ちの方のみ）
 - 3 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
 - 4 マイナンバーカード（お持ちのかたのみ）
 - 5 本人確認書類（※すべて有効期限内のものに限ります）
 - ・1点でよいもの（官公庁の発行した顔写真付きのもの）
- 運転免許証（運転経歴証明書）、パスポート、障害者手帳等
- ・2点必要なもの

健康保険証、学生証、年金証書、介護保険証、医療受給者証等

※氏名と生年月日又は、氏名と住所が記載されているもの。

※15歳未満の方又は成年被後見人には、法定代理人が同行してください。また、法定代理人の本人確認書類も必要となります。（深浦町の住民基本台帳や戸籍で代理権が確認できない場合は、戸籍謄本等の代理権が確認できる書類が必要です。）

※代理人によるカードの受取ができるのは、病気や身体障害等やむを得ない理由により本人がお越しになることができない場合に限り、その場合における本人及び代理人の本人確認書類については、ともに2点必要になります。

◆マイナポイントの申し込みに必要なもの

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカードに設定した数字4桁の暗証番号（利用者証明用暗証番号）
- 3 申し込むキャッシュレス決済のカード等
- 4 口座番号が確認できるもの（公金受取口座を登録する場合）

□問合せ先 町民課 総合窓口係 TEL 74-2115



鯨ヶ沢病院 歯科の休診について

鯨ヶ沢病院より、歯科の休診についてお知らせします。

◆休診日（歯科）

- 1月10日（火）休診
- 1月18日（水）午後休診

□問合せ先

鯨ヶ沢病院
TEL 72-3111



**「認定こども園・保育所」利用のご案内
(令和5年4月以降の新規利用・継続利用)**

令和5年4月から保育所等の利用を希望される方の受付を下記のとおり行います。すでに、認定こども園または保育所を利用している方についても、**現況届の提出が必要**となります。

1. 手続きが必要な方

- ①令和5年4月から新たに、認定こども園や保育所の利用を希望される方
- ②すでに町内外の保育所などを利用している方で、4月以降も引続き利用を希望される方

2. 受付期間等

状況に応じて、必要な手続きの内容や受付場所が異なりますのでご注意願います。

① 令和5年4月から新たに保育所等の利用を希望される方

役場福祉課、岩崎・大戸瀬支所、町内の保育施設で用紙を配付しております。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・給付認定申請書兼保育利用申込書 ・児童の健康状況調査票	1月16日（月）～2月13日（月） 8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所 ・利用を希望する保育施設

② すでに町内の保育所などを利用している方で、4月以降も引続き利用を希望される方

現在利用中の施設を通して必要書類を配付します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	1月16日（月）～2月13日（月） 8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・現在利用中の保育施設

※令和5年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

③ すでに町外の保育所などを利用している方で、4月以降も引続き利用を希望される方

保護者の方へ必要書類を郵送します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	1月16日（月）～1月31日（火） 8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所

※令和5年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

3. 提出書類、持ち物

①全員が必ず提出、持参する物

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書・・・児童1人につき1枚
- (2) 父母及び入所を希望するお子さんの個人番号を申込書に記載し、申請者の身元が確認できるものの提示（マイナンバーカードや運転免許証・保険証など）
- (3) 保育の必要性を証明する書類・・・父母各々1枚

広報ふかうら（お知らせ版）⑦

保護者の状況（事由）	保育の必要性を証明する書類
会社員・公務員等 （勤務内定者も含む）	・就労証明書 ※産休中又は育休中の方も提出してください。また、復職後も再提出してください。
自営業従事者	・就労証明書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：確定申告書若しくは、営業内容が分かる広告や名刺等
農業・漁業従事者	・就労証明書
内職従事者	・就労証明書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：内職の内容が分かる書類、請負契約書、納品書等
妊娠・出産	・母子手帳のコピー ※保護者氏名・住所欄・出産予定日が分かるもの
保護者自身の疾病・障害親族等の介護、看護	・医師の診断書、障害手帳のコピー、介護申立書 ※本人又は被看護者が保育できない状況、期間が分かるもの
就学・職業訓練等	・在学証明書や学生手帳等
求職活動	・求職活動申立書

②以下の条件に該当する方のみ提出が必要な書類

ひとり親世帯	・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・その他分かるもの ※上記のいずれか1点（コピー）
令和4年1月2日以降に深浦町に転入された方	マイナンバーを提示いただくと、市町村民課税（所得）証明書の提出が省略できます。ただし、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合もありますので、追加でご提出を求める場合があります。

◆管内保育施設一覧

保育施設名	住 所	電話番号	定 員（名）
認定こども園柳田保育園	柳田字築棒沢140	76-2123	35 (保育部分30)
めぐみ子ども園	関字柄沢84-9	76-2039	30 (保育部分20)
みはる保育園	風合瀬字上砂子川158-7	76-3034	20
みよし保育園	追良瀬字塩見山平195-1	74-3951	20
青い鳥保育園	深浦字中沢3-1	74-2737	20
えの木保育園	横磯字下岡崎89-5	74-3431	20
きらら保育園	正道尻字小磯110-23	77-2824	30

□問合せ先 福祉課 子育て支援係 TEL 74-2117

旧深浦町木材加工センター施設の財産売払いについて

町では、旧深浦町木材加工センターの土地・建物・機械を処分し、一括で売払いすることといたしました。購入希望の方は次の概要を参照のうえ、お申し込み下さい。（個別物件の売払いではありません。）

◆売り払い物件の概要

1. 所在地 深浦町大字広戸字家野上145番地4（別紙参照）
2. 売払物件
 - 1) 土地 面積 4,770.00 m²

内訳	宅地	1,459.59 m ²
	原野	2,324.16 m ²
	雑種地	986.25 m ²
 - 2) 建物 面積 761.54 m²

内訳	木材加工場・事務所（木造平屋建）	454.78 m ²	【昭和60年3月建築：37年】
	製材棟・木材乾燥棟（木造平屋建）	231.86 m ²	【昭和60年3月建築：37年】
	車庫（木造平屋建）	54.00 m ²	【平成6年3月建築：28年】
	作業小屋（木造平屋建）	20.90 m ²	【昭和60年3月建築：37年】
 - 3) 機械 木材加工機械等 全45台（別紙参照）

内訳	切削機械	23台
	切断機械	15台
	乾燥機械	1台
	空気圧縮機	1台
	その他機械	5台

※機械は令和2年5月まで使用していたものです。

※本物件への電気は撤去、水道も中止しております。

3. 売払い方法 一般競争入札とし、町が定める売払最低価格以上の金額で、最高の価格をもって入札された方を落札者として、売買契約を締結します。

4. 売払最低価格 金 7,515,434円（税込）
内訳 土地 2,263,266円
建物 3,336,062円
機械 1,916,106円

5. 申込資格 町内外は問いません

6. 申込締切 2月2日（木）午後5時（時間厳守）

7. 申込場所 財政課 公有財産管理係

8. 入札日時 2月9日（木）午前11時から

9. 入札執行場所 役場 2階 中会議室
※郵送による入札は認めません。

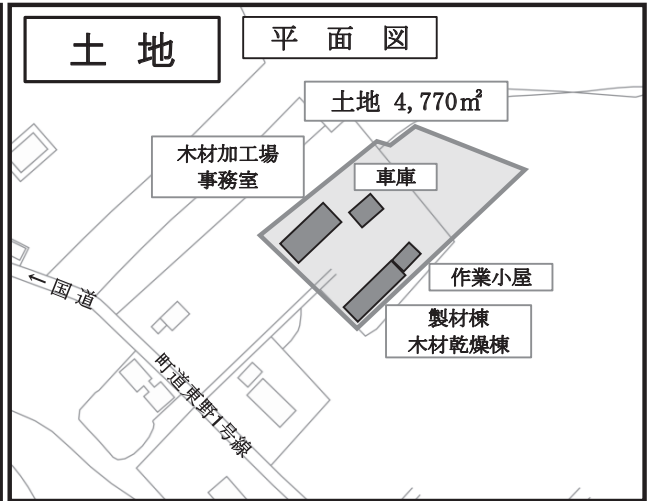
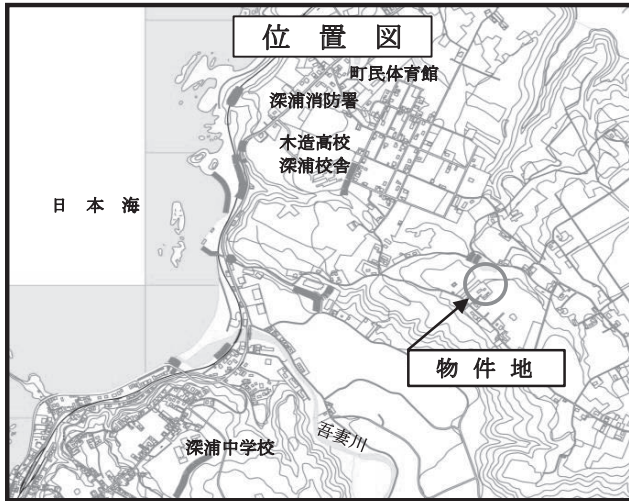
10. 入札保証金 無し

11. 契約保証金 無し

12. 売買金額の納付 令和5年3月31日まで
※一括納付又は分割納付（2回まで）することが出来ます。

□問合せ先 財政課 公有財産管理係
TEL 0173-74-2111（内線233）
TEL 0173-74-2113（財政課直通）

売払い情報の詳細は
10、11ページをご覧ください。



建物

木材加工場・事務室（木造平屋建）454.78㎡



製材棟・木材乾燥棟（木造平屋建）231.86㎡



車庫（木造平屋建）54.00㎡



作業小屋（木造平屋建）20.90㎡



機 械

（全45台）

No.	品 名	型 式	購入年月	経過年数	備 考
①	グラスサンダー	不二製作所 SGK-4S	S60. 3	37年	切削機械
②	木工ろくろ	シンポ WRA150-AN	S60. 3	37年	切削機械
③	丸抜盤	シンポ WRA-0.75L	S60. 3	37年	切削機械
④	木工ろくろ	シンポ PRA-2X-K	S60. 3	37年	切削機械
⑤	木工ろくろ	シンポ ERA-0.75-AN	H4. 3	30年	切削機械
⑥	磨きろくろ	シンポ PRA	H6. 9	28年	切削機械
⑦	電気ディスクグラインダ	日立 PDH125	S60. 3	37年	切削機械
⑧	携帯電気グラインダ	日立 BLU-4	S60. 3	37年	切削機械
⑨	携帯電気グラインダ	日立 BLU-4	S60. 3	37年	切削機械
⑩	オービタルサンダ	日立 SV12Y1	S60. 3	37年	切削機械
⑪	オービタルサンダ	日立 SV12Y1	S60. 3	37年	切削機械
⑫	オービタルサンダ	日立 SV12SE	H2. 5	32年	切削機械
⑬	手押カンナ	飯田工業 コスマEJ302	S60. 3	37年	切削機械
⑭	自動一面カンナ	飯田工業ニューフォルSX532型	S60. 3	37年	切削機械
⑮	超仕上カンナ	丸仲 ウルトラスライダ [®] -25Ⅲ	S60. 3	37年	切削機械
⑯	ベルトサンダ	長谷川鉄工	S60. 3	37年	切削機械
⑰	両頭グライダー	日立 GR26	S60. 3	37年	切削機械
⑱	ベルトサンダ		S60. 3	37年	切削機械
⑲	縦軸面取盤	平安 SM30	S60. 3	37年	切削機械
⑳	旋盤	北産 WL-U2L	S60. 3	37年	切削機械
㉑	ベルトサンダ	長谷川鉄工 NHS-801	S60. 3	37年	切削機械
㉒	平削盤	ミナックス HP-200	H9. 7	25年	切削機械
㉓	万能機	オオイ式 GV-D型手押盤	H4.12	30年	切削機械
㉔	帯鋸		S60. 3	37年	切断機械
㉕	丸鋸	日立 C13	S60. 3	37年	切断機械
㉖	小型ルータ	日立 M12	S60. 3	37年	切断機械
㉗	角のみ	大谷鉄工 DKA型2段変速	S60. 3	36年	切断機械
㉘	ルータ	平安 RM-5A	S60. 3	37年	切断機械
㉙	バンドリ	丸仲 オートパント [®] JB-M650S	S60. 3	37年	切断機械
㉚	軸傾斜丸鋸盤	宮川工業 MSO-1300	S60. 3	37年	切断機械
㉛	丸切帯鋸	シンポ WBC-450型	H3. 6	31年	切断機械
㉜	糸鋸	旭工業	S60. 3	37年	切断機械
㉝	切断機	日立 SR15	S60. 3	37年	切断機械
㉞	糸鋸	学研 GAF	S60. 3	37年	切断機械
㉟	糸鋸	学研 GAF	S60. 3	37年	切断機械
㊱	糸鋸	リョービ N005178	H8. 3	26年	切断機械
㊲	糸鋸	リョーワ BSW-200型	S60. 3	37年	切断機械
㊳	木材乾燥機	アサヒ動熱15石13尺高圧ポンプ [®]	S60. 3	37年	乾燥機械
㊴	集塵機	鈴木工業 DT30	S60. 3	37年	その他機械
㊵	ジェットバーナー	静岡製機(株)	H4. 1	30年	その他機械
㊶	帯鋸溶接機	リョーワ JS-4A	S60. 3	37年	その他機械
㊷	エアコンプレッサー	岩田 7.5kw 10HP	S60. 3	37年	空気圧縮機
㊸	テーブル回転式帯鋸盤(製材機)	1,000m/m 40吋モーター20HP付	S60. 3	37年	切断機械
㊹	送材機	電気歩出機付 車便自動	S60. 3	37年	その他機械
㊺	研磨機	宮川工業	H12.10	22年	その他機械

令和5年度町県民税等の申告相談を行います

- **申告期間** 2月8日（水）～3月15日（水）※土・日曜日・祭日は除く。
（3月1日（水）と3月8日（水）は、システムデータ更新のため申告受付は行いません。）
- **受付時間** 9：00～15：30（11：30～13：00は休憩時間）
- **申告会場** 会場及び申告相談日程表は別紙を参照してください

令和4年1月1日～令和4年12月31日の収入や所得控除等について申告してください。申告期間中は会場が混雑しますので、申告相談に必要な書類は、事前に整理・集計しておくとともに、その内容について答えることができる方が申告して下さるようお願いいたします。

なお、申告していないと、所得証明書などの交付や国民健康保険税、各種福祉関係の料金算定・軽減・支給などの判定ができない場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告してください。

◆ 申告が必要な方（令和5年1月1日現在、深浦町に住所があり、次に該当する方）

- ① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方
- ② 給与所得者で、会社で年末調整していない方や、2ヶ所以上の会社から給与を受けた方
- ③ 給与または公的年金等の収入があった方で、ほかにも収入があった方
- ④ 給与または公的年金等の収入があった方で、源泉徴収票に記載されていない生命保険料控除・社会保険料控除・扶養控除、または医療費控除や寄付金控除・雑損控除などを受けようとする方
- ⑤ 令和4年中に会社を退職した方
- ⑥ 遺族年金・障害年金受給者
- ⑦ 国民健康保険に加入している方
- ⑧ 公共事業（県や町等）や個人で土地等を買った方



帳簿や領収書などの整理をお願いします



◆ 申告が不要な方

- ① 税務署に所得税の確定申告をした（する）方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書（年末調整済）が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ③ 公的年金等の収入のみの方で、年金支払者から町に公的年金支払報告書が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方（遺族・障害年金受給者は申告が必要）

◆ 申告に必要な書類等

- ① マイナンバーカード（※作成されていない方は通知カードと身元確認書類（運転免許証等）が必要です。）
- ② 給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- ③ 上記②以外の方は、所得金額の計算に必要な帳簿書類、領収書等（収入と支出がわかるもの）
- ④ 生命保険や地震保険に加入している方は、控除証明書
- ⑤ 国民健康保険等に加入している方は、領収書
- ⑥ 国民年金に加入している方は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
- ⑦ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書。

※医療費控除の明細書は、役場税務会計課・大戸瀬支所・岩崎支所にございますので、申告前に必要事項を記入し、申告会場へ持参願います。

- ⑧ 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または療育手帳等
- ⑨ マスク（会場内ではマスクの着用をお願いします）
- ⑩ その他必要と思われる関係書類

※8月の大雨で家屋・家財・車両を被災した方は、被害を受けた家屋等の取得年月・取得価格・床面積が分かるもの（取得時の工事契約書、登記簿謄本等）と罹災証明書（役場総務課発行）と被害金額（改修金額等）及び損害保険受領額が分かるものを持参してください。雑損控除を適用できる可能性がございます。

※給付金等を受給されている方は、給付額が分かるもの（通帳等）及び支給決定通知書を持参してください。

※昨年の申告時にお渡しした利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号を持参してください。

◀申告に関するお問合せ先▶ 税務会計課 税務係 TEL74-2114（直通）

町 県 民 税 等 申 告 相 談 日 程 表

月	日	曜	対象地区	受付時間	場 所	
2 月	8	水	岩 坂 ・ 柳 田	9:00～11:30 13:00～15:30	大 戸 瀬 支 所 1 階 会 議 室	
	9	木	北金1区 ・ 北金2区			
	10	金	北金3区 ・ 関			
	13	月	晴 山 ・ 田 野 沢			
	14	火	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	15	水	沢 辺	9:00～11:30 13:00～15:30	岩 崎 支 所 1 階 会 議 室	
	16	木	岩 崎 下 ・ 岩 崎 中			
	17	金	岩 崎 上 ・ 松 神			
	20	月	正 久 ・ 黒 崎			
	21	火	森 山 ・ 大 間 越			
	22	水	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	24	金	風 合 瀬 ・ 長 慶 平	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロ ビ ー	
27	月	麩 木 ・ 松 原				
28	火	相 野 山 ・ 塩 見 崎				
3 月	1	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。			
	2	木	広 戸 ・ 東 野	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロ ビ ー	
	3	金	横 磯 ・ 舩 作			
	6	月	3 区 ・ 4 区			
	7	火	6 区 ・ 7 区			
	8	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。			
	9	木	川 原 町 ・ 崎 の 町	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロ ビ ー	
	10	金	5 区 ・ 12 区			
	13	月	<町内全地区>			
	14	火	<町内全地区>			
15	水	<町内全地区>				

※当日の朝に風邪のような症状又は37.5度以上の熱がある場合は、他の日に申告していただくようお願いいたします。

※各会場とも開始直後が混雑しますので、可能な方は時間をずらしておいで下さるようお願いいたします。

□問合せ先 税務会計課 TEL 74-2114 <利用時間 平日の8:15～17:00まで>

8月の豪雨災害で被災された方へ（雑損控除について）

8月の豪雨災害により被災された方は、所得税及び町県民税において雑損控除を適用できる場合があります。

雑損控除については、確定申告、町県民税申告を行うことにより町県民税が軽減されます。

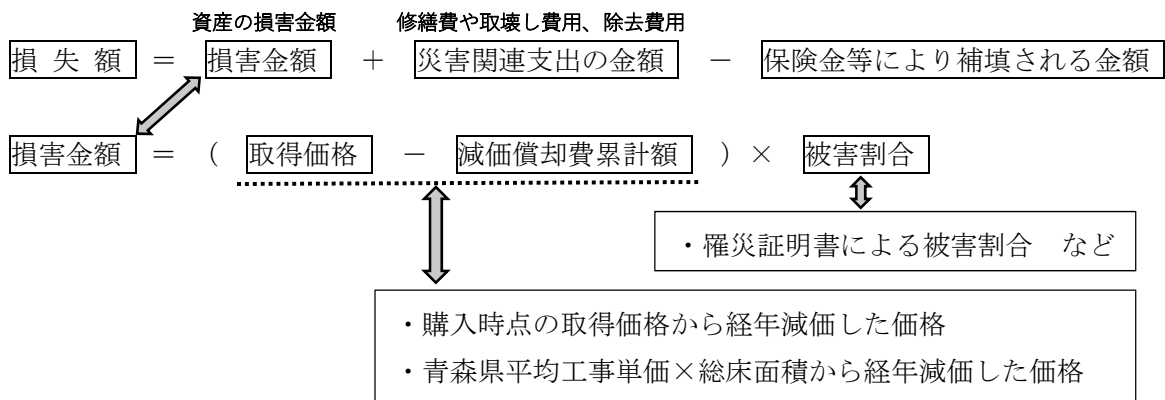
◆雑損控除の概要

対象者	豪雨災害等により被災された方、火災、盗難等により、居住者又はその方と生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者及びその他の親族
対象となる資産の範囲等	住宅・家財・車両（生活に通常必要な資産） ※棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産（※1）は除かれます。
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の（1）と（2）の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。 （1）損失額（※2）－所得金額の10％ （2）損失額（※2）のうち災害関連支出の金額－5万円 ・「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。

- ※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
- ※2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

◆損失額の算出方法

※損失額の計算書の様式は、町HPからダウンロードできます。



◆申告時に必要な書類等

①被害を受けた家屋、家財、車両の所有者・取得年月・取得価格・床面積の分かるもの（売買契約書、登記事項証明書、領収書など）、②被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの（契約書、領収書など）、③保険金や補助金などを受け取った場合、その金額が分かるもの（支払通知書、通帳の写しなど）、④罹災証明書、⑤本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）

□問合せ先 税務会計課（TEL 74-2114）

あおり若者定着奨学金返還支援制度の お知らせ ～2023 年度、2024 年度就職予定者の登録募集中～

若者（35歳未満）が、青森県内に住み登録企業で6年間働き続けたとき、県と企業とで奨学金返還を支援する制度です。若者・企業とも事前登録が必要です。（登録無料）

○対象者

- ・大学・短大等の卒業者で、採用時に35歳未満の方
- ・青森県内で正規雇用されていない方
- ・「日本学生支援機構」、「青森県育英奨学会」の奨学金利用者

※県外にお住まいの方が、年度中途に就職する場合も対象となります。

○対象企業等

- ・県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業（法人、団体、個人事業主）

○支援額（企業・県が1/2ずつ負担）

学校区分	1人当たり支援額 （企業が設定）
大学等	150万円、100万円、 60万円 のいずれか
短大等	75万円、50万円、 30万円 のいずれか

※返還総額・残額の1/2が上限

詳しくは公式サイトで

「あおり奨学金サポートサイト」

<https://www.aomori-life.jp/syogakukin>



▷ 問い合わせ 県地域活力振興課 ☎017-734-9174

アンケートに答えて 津軽の特産品セットをGET!

～アンケート詳細～

- お住まいの地域の観光に対する考えや思いを知るためのアンケートです。
- 3分程度でお答えいただける簡単な内容です。
- アンケートにご回答いただいた方の中から、抽選で「津軽の特産品セット（5,000円相当）」をプレゼントいたします。

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから→

※お手持ちの携帯端末でQRコードを読み込んでください。

※端末によって、QRコード読み取り専用アプリが必要な場合や、うまく読みとれない場合がございます。



Clan PEONY 津軽
〔クランピオニーつがる〕

ふかうら文学館図書室 新着本のご案内

◆児童書

書名	編著者等	書名	編著者等
バーバパパたびにでる	アネット・チゾン	れいぞうこのおくのおく	うえだ しげこ
バーバパパのいえさがし	アネット・チゾン	れいぞうこのよこのおく	うえだ しげこ
バーバパパかせいへいく	アネット・チゾン	れいとうこのそこのおく	うえだ しげこ
バーバパパのだいサーカス	アネット・チゾン	れいぞうこのそこのそこ	うえだ しげこ
バーバパパのしまづくり	アネット・チゾン	おすしのえほん へい おまち！	彦坂 有紀
バーバパパのはこぶね	アネット・チゾン	どんぐりころころ	澤口 たまみ
バーバパパのなつやすみ	アネット・チゾン	こぎつねのとくべつなクリスマス	ポリー・フェイ バー
バーバパパのプレゼント	アネット・チゾン	ちいさいフクロウとクリスマスツリー	ジョナ・ウィン ター
バーバパパのがっこう	アネット・チゾン	ようかいむらのうきうきクリスマス	たかい よしか ず
プレゼントの木	いもと ようこ	サンタクロースがうまれた日	アラン・スノウ
くまのこうちょうせんせい	こんのひとみ	クリスマスのおかいもの	たしろ ちさと
かぜのでんわ	いもと ようこ	サンタさんのおとしもの	三浦 太郎
きみのことがだいすき	いぬい さえこ	サンタのいちねん トナカイのいちねん	きしら まゆこ
ふゆのコートをつくりに	石井 睦美	クリスマスにくつしたをさげるわけ	間所 ひさこ
あきのセーターをつくりに	石井 睦美	サンタクロースとあったよる	クレメント・ クラーク・ ムーア
はるのワンピースをつくり に	石井 睦美	スノーマン クリスマスのお話	マイケル・モー バーゴ

ご希望の本が町内施設にない場合は、青森県立図書館などから取り寄せて借りることができます。

なお、大戸瀬支所、岩崎支所でも貸出・返却が可能です。

□問合せ先 ふかうら文学館 TEL 84-1070